

本町の被害状況等【5月23日現在】

3月11日 14時46分ごろ

○震源三陸沖、震度6強(M9.0)

■人的被害

・死者 669人(既発見数)

・行方不明者 71人

※町外者を除く、所在未確認者5人を含む

・重傷者 9人(救急搬送分)

・軽症 81人(救急搬送分)

■家屋等の被害(5月11日現在)

・全壊 約2,058棟(流出含む)

・半壊 約788棟(大規模半壊含む)

・一部半壊 約978棟

■避難者数

・一次避難所 町内6カ所: 868人

・二次避難所 町外5カ所: 157人



各種専決処分の承認議案などを可決

♪ 第2回山元町議会臨時会 ♪

5月19日(木) 平成23年第2回

2回山元町議会臨時会が開催され、予算関係以外の専決処分議案11件、条例議案3件が原案どおり承認・可決されました。

予算関係以外の案件では、このたびの震災により平成23年第1回定例会までに議決いただき公布していた条例の廃止、法改正に伴う国民健康保険税賦課限度額の引き上げ、大震災に伴う被災者の負担軽減を図ることを目的とした水道料金および下水道使用料の債権を放棄する等の専決処分議案が承認されました。

また、予算関係の案件では、3月11日以降の震災応急対策関連経費のうち3月31日までに要した避難所の設置運営経費および遺体の捜索経費等に加え、公共土木補助災害復旧に係る測量設計業務委託等に要する経費や不測の事態に対処するための予備費のほか、特別交付税の確定による追加措置等、合計4億2,579千円を追加し、総額57億4,620,9千円とする平成22年度一般会計補正予算の専決処分2件が承認されました。

さらには、平成23年第1回議会定例会が大震災により、会期途中で閉会を余儀なくされ、今年度各種会計当初予算案が廃案となつたため、政

策的予算を除く義務的必要経費および災害応急対策関連経費等について、本年9月までの必要経費として編成した暫定予算、一般会計の総額111億95,357千円をはじめ、各特別会計の専決処分議案が承認されました。

このほかにも、条例議案として本町復興計画を策定し、各種事業等に取り組むための「震災復興推進課」を設置する一部改正条例および復興計画の策定に関する意見を求めるための「山元町震災復興会議」を設置する条例が可決されました。

なお、各議案の概要説明の前に斎藤町長は、被災者の方々が一日も早く日常生活に戻れるよう応急対策に全力で取り組むとともに、7月を目途に復興基本方針を、また年内にはその復興計画をお示しできるよう、町民や有識者の英知を集めつつ、スピード感をもつて計画策定に取り組む決意を述べました。

震災復興計画を年内中に策定

町では、東日本大震災の復興の方向性や取り組む事業などを盛り込んだ復興計画を策定します。復興計画は、単に現況で復旧するだけでなく、町の将来を見据え、保健・福祉、教育、産業振興など様々な課題に対応した町政の総合的な計画づくりを目指すものとします。策定にあたっては、府内に横断的な組織として「震災復興本部」を立ち上げるとともに、震災復興に関する事務を所管する「震災復興推進課」を設置します。また、計画策定に住民の声を反映させる場として町民の代表者で組織する「震災復興会議」や専門的見地から計画に意見する「震災復興有識者会議」を併せて設置し、広く意見を聴取しながら策定作業を進めます。

今後のスケジュールは、7月末までに復興に向けての基本方針」を示し、町の基本構想や取り組む事業をまとめて「復興計画」について年内中の策定を目指します。

山元町ホームページ・携帯サイトをご覧ください！○ホームページアドレス <http://www.town.yamamoto.miagi.jp>○携帯サイトアドレス <http://www.town.yamamoto.miagi.jp/k>

義援金配分の対象となる世帯	配分金額	申請者(受取者)
死亡・行方不明者(※1)のいる世帯	1人につき 350,000円	配偶者、子、父母、孫および祖父母の順のうち、順位がもっとも高い方(※2)
全壊(焼)世帯	1世帯につき 350,000円	世帯主
大規模半壊・半壊(焼)世帯	1世帯につき 180,000円	世帯主

災害義援金の内容
 東日本大震災で被災された町民の皆さんに対し、全国各から日本赤十字社等に寄せられた義援金を宮城県災害義援金配分委員会で決定した基準に基づき、配分します。

配分基準額
 日本赤十字社等に寄せられた災害義援金は、以下の基準に基づき配分されます。

※1 死亡されたご遺族に対する義援金の配分は、「災害弔慰金」制度に定められた遺族の範囲・順位に準じるため、受取者の確定まで少々お時間をいただく場合があります。

※2 行方不明者のご遺族に對する義援金は、死亡された方のご遺族に関する義援金の取り扱い(※1)に準じます。

○人的被害
 死亡の方については災害弔慰金申請書をお送りします。

この申請手続きをもつて義援金の支給申請とみなしますので、あらためての申請は不要です。

※行方不明の方については、6月13日以降に災害弔慰金申請書をお送りします。

○住家被害
 り災証明書で住家の全壊、または大規模半壊及び半壊の判定を受け、山元町損害見舞金の手続きをされた方は、申請不要です。

○灾害義援金の配分時期について
 災害義援金の支給確定後、隨時、義援金の振り込みを開始します。振り込みまでお時間を頂くことになりますが、今しばらくお待ちください。

○住家被害
 随時、義援金の振り込みを開始します。振り込みまでお時間を頂くことになりますが、今しばらくお待ちください。

**東日本大震災
災害義援金第1次配分のお知らせ**

※1 死亡されたご遺族に対する義援金の配分は、「災害弔慰金」制度に定められた遺族の範囲・順位に準じるため、受取者の確定まで少々お時間をいただく場合があります。

○平成23年3月11日現在で山元町以外の市町村にお住まいの方については、その時点でお住まいであった市町村にお問い合わせください。

○「世帯」とは、同一生計である実際の生活単位のことをいい、単に住民票で世帯を判断するものではありませんので、ご留意ください。

○「死亡・行方不明者がいる世帯」かつ「住居が全壊(焼)、大規模半壊・半壊(焼)」に該当する場合は、それぞれについて配分となります。

○「全壊(焼)」、「大規模半壊・半壊(焼)」の場合には、借家、アパート等にお住まいの方も対象となります。

○その他、ご不明な点がございましたら、左記までお問い合わせください。

問 保健福祉課 福祉班
 ☎ 37-1113(内線141)

○人的被害
 災害義援金の支給確定後、毎月、義援金の支給確定後、隨時、義援金の振り込みを開始します。振り込みまでお時間を頂くことになりますが、今しばらくお待ちください。

○被災による被災に伴い、町内小・中学校に遠距離通学する児童生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するために通学に要する費用(旅客運賃や燃料費実費相当額)の一部を補助します。片道の通学距離が小学生は4キロメートル、中学生は6キロメートルを超える公共交通機関または保護者の自家用自動車で通学する方を対象とします。

○棺一式、骨箱関係一式
 ・火葬費用
 ・遺体搬送費用(管内火葬場への搬送費のほか、管外搬送費(県外等)も実費が給付される)

・納棺費用
 ・遺体保管費用(ドライアイス代、安置料等)
 受付開始日および申請先
 通知後、6月上旬から郵送または役場で受け付けを開始します。申請書は該当するご遺族へ後日郵送します。

問 町民生活課 窓口班
 ☎ 37-1112(内線123)

遠距離通学者に對する通学費補助

町では、東日本大震災による被災に伴い、町内小・中学校に遠距離通学する児童生徒の保護者に対し、経済的な負

担を軽減するために通学に要する費用(旅客運賃や燃料費実費相当額)の一部を補助します。片道の通学距離が小学生は4キロメートル、中学生は6キロメートルを超える公共交通機関または保護者の自家用自動車で通学する方を対象とします。

詳しくは、町ホームページをご覧になるか、左記にご相談ください。

問 教育委員会 学務課
 ☎ 37-5115

○葬祭業者等へ支払った領収書(原本)、明細書等(原本)をお持ちのうえ、亡くなられた方の住所地(山元町)へ還付請求することになります。

○申告・納付等の期限延長平成23年3月11日以降に到来するすべての地方税の申告・納付等の期限が延長されています。また、次の事項についても、当分の間延長します。

震災で亡くなられた方のご遺族の皆様へ

問 保健福祉課 福祉班
 ☎ 37-1113(内線141)

○被災の皆様へご通知します

○対象者(申請できる方)
 東日本大震災により亡くな

られた町民のご遺族(埋火葬等の費用を葬祭業者等へ支払ったご遺族)

葬祭業者等へ支払った領収書(原本)、明細書等(原本)をお持ちのうえ、亡くなられた方の住所地(山元町)へ還付請求することになります。

○葬祭業者等へ支払った領収書(原本)、明細書等(原本)をお持ちのうえ、亡くなられた方の住所地(山元町)へ還付請求することになります。

○申告・納付等の期限延長平成23年3月11日以降に到来するすべての地方税の申

告・納付等の期限が延長されています。また、次の事項についても、当分の間延長しま

す。

○申告・納付等の期限延長平成23年3月11日以降に到来するすべての地方税の申

告・納付等の期限が延長されています。また、次の事項についても、当分の間延長しま

縦覧帳簿及び家屋価格等縦

覧帳簿の縦覧

※延長期限等が決定しだい、あらためてお知らせします

なお、納税通知書の発送の

延長に伴い、平成23年5月30日までの軽自動車納税証明書

（継続検査用）の有効期限が

同年10月30日まで延長して使

用できる取り扱いとなりまし

たので、引き続き大切に保管

してください。

また、身体障害者などの減

免申請の期限も10月24日まで

延長されます。

○減免措置

被害にあられた方の状況に

応じて、条例の定めるところ

により、町民税、固定資産税

および国民健康保険税の減免

を受けることができます。減

免の内容および手続きは決定

したい、改めてお知らせしま

す。

○住居等に被害を受けた場合

の固定資産税の軽減措置等

津波により甚大な被害を

受けた区域として、町長が

指定する区域内の土地や家屋

には、平成23年度分の固定資

産税は課されません。（津波

により被害を受けた区域とし

て、町長が指定する区域につ

いては決定しだいお知らせし

ます）

○被災した軽自動車等の代替

軽自動車に係る軽自動車税

の非課税

大震災により滅失・損壊し

た自動車・軽自動車に代わる

軽自動車を取得し、取得した

軽自動車を主に定置する町の

認定を受けた場合には、平成

23年度から平成25年度までの

各年度分の軽自動車税が非課

税となります。

また、2輪バイクを2輪バ

イクに、小型特殊自動車を小

型特殊自動車に買い換えた場

合も対象となります。

なお、大震災により滅失ま

たは損壊した軽自動車には、

軽自動車税は課税されません

が、町に届出が必要です。

内容の詳細や震災に関する

町税の取り扱いは、左記まで

お問い合わせください。

問 税務納税課

☎ 37-1114

医療機関での

窓口負担免除

東日本大震災で被災され

た次の方は、医療機関等での

窓口負担を猶予されています。

が、この取り扱いは6月末日

までとなりました。

なお、7月1日以降は「免

除証明書」と「保険証」を医

療機関に提示すると、引き続

き免除が受けられます。免除

証明書の申請方法等は決まり

次第、あらためてお知らせし

ます。

○南部地区（奇数月に検針）

の方

①住家の全半壊、全半焼、こ

れに準ずる被災をしたもの

②世帯の主たる生計維持者が

死亡し、または重篤な傷病

を負ったもの

③世帯の主たる生計維持者の

行方が不明なもの

④世帯の主たる生計維持者が

業務を廃止し、または休止

したもの

⑤世帯の主たる生計維持者が

失職し、現在収入がないも

り災家屋等の契約中止に伴う

上下水道料金の減免について

の

健康づくり班

☎ 37-1113（内線146）

減免のお知らせ

町民の皆様の負担軽減のた

めに、上下水道料金を次のと

おり減免することとしました

のでお知らせします。

被災日に上下水道の契約を

していたすべての方

○北部地区（偶数月に検針）

の方

・平成23年3月に請求を予定

して、いた2月に検針済の上

下水道料金全額

に請求（口座振替日は6月27日）します。

問 上下水道事業所 庶務班

☎ 37-1120（内線251）

問 上下水道事業所 庶務班

節水等のお願い

町内5カ所にある終末処理場のうち、4カ所で全壊またはほぼ全壊に近い状況となっており、完全復旧には1年以上要す見通しです。現在、復旧までは下水の上澄みを塩素消毒して放流しています。

このため、大量排水されると汚水があふれる可能性もありますので、皆さんには節水、トイレットペーパーを燃えるごみとして処分するなどのご協力をお願いします。

役場駐車場の利用について

駐車場として整備を進めてきた役場北側広場の駐車場（200台分）が利用可能となりました。

なお、南側広場にも、現在駐車場を整備しており、6月下旬ごろには利用可能となる予定です。

(3)

「ぐるりん号」

運行路線等の改正

町民バス「ぐるりん号」は4月2日（土）より暫定路線での運行を再開していますが、仮設住宅の建設などにより、5月30日（月）から運行路線および運行時刻を改正します。

詳しくは、各戸へ配付した時刻表をご覧ください。なお、料金は当分の間無料です。

問 企画財政課企画班
☎ 37-1118（内線227）

土地の境界立ち会い

町では、東日本大震災により見合わせていました土地に係る境界（町有地と民有地）の立ち会いを再開します。ただし、避難指示区域についての再開時期は未定です。詳細は、左記までお問い合わせください。

問 企画財政課財政班
☎ 37-1118（内線223）

貴重品等拾得物の取り扱い

6月の各種保健事業について

被災地域から4月14日までに回収された貴重品等のうち、所有者が判明した物品に

○健康相談・育児相談
・期日 6月6日（月）

13日までの間、町から所有者へ引き継いでいますので、亘理警察署または最寄りの警察署に「遺失届」の提出をお願いします。

※有価物以外の物品等は：被災地域から回収されたご位牌や記念品、被災写真やアルバム等有価物以外の物品については、現在町が保管し、一日も早い展示・公開に向け、現在準備を行っておりますが、その数が膨大なため、時間を要しているところです。

準備が整い次第、展示・公開する予定としていますので、今しばらくお待ちください。

問 山元町災害対策本部
☎ 37-1111（内線223）

所得税の軽減・免除などに関する相談会

東日本大震災被害者のための「災害支援特別行政相談会」

このたびの震災により、住宅や家財、車両に損害を受けられた方は、所得税の全部または一部を軽減できる場合があります。このほか、法人税

難されている方を対象に、避

ついては、5月1日から5月15日以降の拾得物や所有者が判明しない物については、遺失物法に基づき、亘理警察署

延期する事業

○麻しん・風しん（M.R.2期）予防接種

・期日 6月7日（火）、17日（金）

また、まだ確定申告がお済みでない方の相談および確定申告書の受付も併せて行います。

○建物の登記等

・対象 保育所・幼稚園の年長児

被災された方が所得税の軽減や免除を受けるための手続き、必要な書類などをお知らせするため、次のとおり個別相談会を開催しますので、ぜひご出席ください。

・対象 3歳児および昨年度1期初回を受けた4歳児

また、まだ確定申告がお済みでない方の相談および確定申告書の受付も併せて行います。

・相談内容 10時～15時

ひご出席ください。

・相談内容 10時～15時

被災された方が所得税の軽減や免除を受けるための手続

・相談内容 10時～15時

や免除を受けるための手続

・相談内容 10時～15時

き、必要な書類などをお知らせするため、次のとおり個別相談会を開催しますので、ぜひご出席ください。

・相談内容 10時～15時

被災された方が所得税の軽減や免除を受けるための手続

・相談内容 10時～15時

や免除を受けるための手続

・相談内容 10時～15時

被災された方が所得税の軽減や免除を受けるための手続

北管区行政評議局行政相談による無料相談を開催します。お気軽にご相談ください。

○国税の納税の猶予、減免等

○預金の払戻し、融資の返済猶予等

○震災に関わる労災、解雇、失業給付等

○年金手帳の紛失、国民年金保険料の免除等

○災害復興住宅融資、すでに受けている融資の返済方法の変更

○被災中小企業の融資、農林漁業復興融資、救済ローン

○その他行政全般

○被災に係る法律問題等

○相談内容の詳細は、各避難所へ配布予定のチラシをご覧ください。

問 町民生活課生活班
☎ 37-1112（内線121）

りんごラジオをご活用ください！

災害情報や様々な生活関連情報は、災害臨時FMりんごラジオ（周波数80.7MHz）でお知らせしています。【放送時間 7時～19時】